

議案第18号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月27日

提出者 調布市長 長友 貴 樹

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションの建替えに係る建築物の各部分の高さ等に関する特例の許可の手数料を定めるとともに引用する法律の名称を改めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3 34の3の項中「建替え等」を「再生等」に，「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に，「建築物の容積率」を「建築物の容積率又は各部分の高さ」に改め，「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可」を削り，同表38の3の項中「建替え」を「再生」に，「第4号に掲げる」を「第10号に規定する」に，「建替事業」を「再生事業」に改め，同表38の4の項中「建替え」を「再生」に，「建替組合」を「再生組合」に改める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。